

各 指 定 通 所 介 護 事 業 所 管 理 者
様
各指定通所リハビリテーション事業所 管理者

岡山県子ども・福祉部指導監査課

令和7年度の報酬算定に係る事業所規模による区分の確認及び届出について

指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所の介護報酬算定に当たっては、前年度の1月当たりの平均利用延人員数による事業所規模の区分ごとに請求することとなっています。

各事業所においては、令和7年度の介護報酬算定に当たり、通所介護については「事業所規模に係る届出書（通所介護）（別紙 3-1）」、通所リハビリテーションについては「事業所規模に係る届出書（通所リハビリテーション）（別紙 3-2）」等により、平均利用延人員数に基づく事業所規模の区分を確認してください。

また、確認後の取扱いは、次のとおりとします。

記

1 既に届出を行っている事業所規模の区分に変更がある場合

(1) 提出書類

- 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
 - 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
 - 通所介護 「事業所規模に係る届出書（通所介護）（別紙 3-1）」
 - 通所リハビリテーション 「事業所規模に係る届出書（通所リハビリテーション）（別紙 3-2）」
- ※大規模型のうち条件を満たし、通常規模型と同等の評価を行う場合は「大規模型事業所（特例）計算シート」を作成してください。添付は不要です。

(2) 提出期限

令和7年3月15日

(3) 提出方法

原則として電子申請届出システムにより行ってください。

電子申請届出システムが利用できない場合は、事業所の所在地を所管する県民局の健康福祉課事業者（第一）班へ提出してください。

2 既に届出を行っている事業所規模の区分に変更がない場合

県への書類の提出等は必要ありません。

ただし、作成した「事業所規模に係る届出書（通所介護）（別紙 3-1）」又は「事業所規模に係る届出書（通所リハビリテーション）（別紙 3-2）」及び「大規模型事業所（特例）計算シート」は、介護報酬算定の挙証資料として、各事業所において5年間保管してください。